

国自安第24号の2  
国自旅第61号の2  
国自整第59号の2  
令和4年6月1日

東北運輸局

自動車交通部長 殿  
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長  
旅客課長  
整備課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車(バス)の定期点検について(適用期間の再延長)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかかるないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年3月9日付け国自安第172号、国自旅第513号、国自整第284号により、その取扱いを令和4年6月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車(バス)については、本取扱いを令和4年9月30日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和4年6月30日までとして申請(令和4年3月31日から延長しているものを含む)している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和4年9月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1. (2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添

国自安第24号  
国自旅第61号  
国自整第59号  
令和4年6月1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長  
旅客課長  
整備課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車(バス)の定期点検について(適用期間の再延長)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかかるないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年3月9日付け国自安第172号、国自旅第513号、国自整第284号により、その取扱いを令和4年6月30日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車(バス)については、本取扱いを令和4年9月30日までとしますので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和4年6月30日までとして申請(令和4年3月31日から延長しているものを含む)している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和4年9月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.(2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとします。

なお、道路運送車両法上、稼働しない車両については、必ずしも継続検査を受ける必要はなく、稼働を再開する際に改めて受検し、有効な自動車検査証の交付を受けなければよいこととなっておりまので、ご参考までに申し添えます。

また、本通達は各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを併せて申し添えます。